

岩手大学放射線安全委員会規則

平成16年4月1日 制定
令和5年3月29日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条及び岩手大学放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第8条の規定に基づき、岩手大学放射線安全委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、岩手大学における同位元素使用による基礎及び応用研究を推進し、併せて放射線による障害等の発生を防止するため、次の事項を審議する。

- 一 放射線施設及び当該管理区域の設置及び改廃に関する事項
- 二 予防規程の改廃に関する事項
- 三 放射線取扱主任者の選任に関する事項
- 四 R I総合実験センター長の候補者の推薦に関する事項
- 五 R I総合実験センターの運営に関する事項
- 六 業務従事者の登録、教育及び訓練、被ばく管理並びに健康管理に関する事項
- 七 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する必要な措置
- 八 事故等の原因調査及び対策の立案
- 九 その他放射線障害発生の防止に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究を担当する理事又は副学長
- 二 放射線取扱主任者
- 三 各学部から選出された教員 各1名
- 四 保健管理センター医師 1名
- 五 R I総合実験センター長
- 六 安全衛生管理室員 1名
- 七 研究・地域連携部長

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事又は副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第3号の委員全員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に特定の事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
2 専門委員会に関する事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究・地域連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年2月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この附則は、令和5年4月1日から施行する。